

議案第 11 号

令和 8 年度野々市市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度野々市市の公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	19,900 戸
(2) 年間総排水量	5,840,000 m ³
(3) 一日平均排水量	16,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備等事業	356,059 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		1,260,000 千円
第 1 項 営業収益		971,467 千円
第 2 項 営業外収益		288,532 千円
第 3 項 特別利益		1 千円

	支	出
第1款	下水道事業費用	1,308,000 千円
第1項	営業費用	1,143,355 千円
第2項	営業外費用	162,045 千円
第3項	特別損失	1,600 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 504,000 千円は、過年度分損益勘定留保資金 356,095 千円、当年度分損益勘定留保資金 122,271 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,634 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	760,000 千円
第1項	企業債	472,450 千円
第2項	補助金	32,000 千円
第3項	受益者負担金	42,090 千円
第4項	他会計出資金	213,460 千円

	支	出
第1款	資本的支出	1,264,000 千円
第1項	建設改良費	356,059 千円
第2項	企業債償還金	907,941 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道マンホールポンプ場 維持管理業務	令和8年度～令和9年度	3,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
下水道事業	472,450千円	普通貸借 又は 証券発行	6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用の各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 43,613千円

令和8年2月20日提出

野々市市長 栗 貴 章